

## 川崎市介護ロボット等導入支援事業委託 提案書等作成要領

### 1 実施スケジュール

日 程	内 容
令和2年7月28日（火）	公募開始 （参加意向申出書の配布開始）
令和2年8月17日（月） 17時まで	参加意向申出書の受付
令和2年7月28日（火）から 8月17日（月）17時まで	質問書の受付
令和2年8月19日（水）	質問書への回答
令和2年8月26日（水） 17時まで	提案書、要件確認書、見積書の提出
令和2年9月4日（金）	プレゼンテーション、選定審査委員会
令和2年9月下旬	選定結果通知

### 2 提出書類一覧

提出時期	提出書類名	部数
(1)参加意向申出書提出時	参加意向申出書（様式1）	1部
(2)質問書提出時	質問書（様式2）	1部
(3)提案書提出時	5.応募書類に関する事項のとおり	

### 3 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書等を提出し、様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。（「提案書等作成要領」及び「仕様書」も同様にダウンロード可能）。

また、期限までに提出しない業者及び提案参加資格がないと認められた業者は、提案に参加することができない。

#### (1) 参加意向申出書等の受付期間

令和2年7月28日（火）から令和2年8月17日（月）

9時から12時まで及び13時から17時まで \*土日は除く

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 10 階  
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 計画推進係  
電話：044-200-2652 FAX：044-200-3926

(3) 提出書類

2. (1)のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 \*郵送の場合は受付期間内に必着

(5) 応募資格

以下をすべて満たすこと。

- (1) 提案期日までの間、川崎市契約規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 2 8 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市の「令和 2 年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として登載されている（または契約時に登載見込みである）こと。
- (4) 本事業について確実に履行することができること。
- (5) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

4 業務内容

本業務では次の（1）～（6）の事業を行うにあたり、本業務の実施体制、使用する機器等の設備、従事者への研修、事故発生時対応並びに拠点業務地となる事務所開設までの工程等を記載した業務計画書を作成し、本市が指定する期日までにあらかじめ提出し、承認を得ること。

また、提案書作成にあたっては併せて仕様書の内容も確認し作成をすること。

(1) 介護ロボットのレンタル

事業所において介護ロボットの導入に向けて効果等を確認できるよう 2 か月間レンタルを行う。

(ア) レンタルの申し出があった介護事業所の介護ロボット導入の目的や課題等を把握の上、課題を解決するためのロボット等の選定を行い、介護ロボットの搬入からレンタル終了までのフォローを含め必要な調整を行うこと。

(イ) (ア) において選定したロボットが、取扱にない場合は、取扱業者と調整し機器を準備すること。

(2) 介護人材フォーラムで発表する好事例の選定及びアンケートの実施・分析

市で開催する介護人材フォーラムにおいて発表する好事例について、(1)の介護ロボットレンタルを実施した中から選定すること。また、フォーラム内でアンケートを実施し、分析を行うこと。なお、好事例の選定やアンケートの実施・分析については介護ロボット製造業者と連携を図ることとする。

#### (3) 介護ロボット導入支援マニュアルの作成

(1)のレンタル終了時に提出される報告書の分析を行い、課題ごとに介護の質の向上や負担軽減につながる機器の紹介を行うマニュアルの作成を行い、介護ロボット導入の促進を図ること。

また、マニュアルについてはホームページに掲載することを前提とする。

#### (4) 既存補助金導入の支援

レンタルを行った事業所が、介護ロボットの導入を行う際、各種補助事業の紹介を行い、申請に関する支援を行うこと。

### 5 レンタルの流れ

(1) 市内介護事業所からレンタルの申請を受け付ける

(2) レンタルの可否通知を行う

(3) 介護事業所の状況を把握し、レンタル機器の選定を行う。

(4) レンタル対象機器を市内事業所へ搬入する

(5) 事業所からの保守依頼や相談があればその都度対応する。

(6) 返却後、事業所から仕様の効果や要望等について報告書を提出してもらう

(7) 報告があった事例についてマニュアルに反映させる

### 6 運営方法

本事業において、運営に必要な設備、経費は全て受託者において準備すること。なお、イベントについて本市の介護事業所に対する集団指導講習会と併せて行う場合、集団指導講習会に必要な費用は市の負担とし、別途必要な部分のみの負担とする。

#### (1) 電話窓口の設置

受託者は、利用事業者のための相談受付窓口を設置すること。

#### (2) 業務時間

基本業務時間は平日8:30～17:15までとする。

ただし、土日や夜間の対応については本市と協議を行い、必要に応じて本業務を行うこと。

### 7 質問書の提出

#### (1) 質問受付期間

令和2年7月28日(火)から令和2年8月17日(月)17時まで

## (2) 質問受付方法

質問書（様式2）に質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。  
様式については、本市ホームページからダウンロードすること。

電子メール [40kosui@city.kawasaki.jp](mailto:40kosui@city.kawasaki.jp)

## (3) 回答方法

令和2年8月19日（水）までにHP上に公開する。

## 8 応募書類に関する事項

次の書類をファイルに綴じてインデックスを付し、7部（原本1部＋写し6部）作成して、提案書類提出時に提出すること。

### (1) 応募法人の紹介に関する書類

ア 応募法人が運営する他の事業の実績が分かる資料

※ 類似事業の受託・履行の実績がある場合は、事業の概要（対象分野、研修内容等）を示すこと。

イ 応募法人の組織、財務状況等が分かる資料

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（3か月以内のもの）

(イ) 令和元年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

令和2年度に設立された法人にあっては、設立時の財産目録

(ウ) 「コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3）」

過去2年間に次のような事由があった場合に記載すること。なお、該当事由がない場合も、その旨を記載して提出すること。

- a 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する、川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合（実際に指名停止となっていなくても、指名停止の要件に該当する事由があった場合は記載すること）。
- b 法人・団体に、労働基準法、不正競争防止法その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた場合。
- c 法人・団体の役員又はその使用人に、業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他、業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れがある行為があった場合。

※選定結果に関する通知が到達するまでの間は、提案書類提出後であっても、上記a～cの事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告すること。事由によっては、再審査等を行う場合あり。

(エ) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書（様式4）」

### (2) 企画提案書

ア 用紙はA4版横書きとすること。

イ 内容は仕様書及び選定基準の内容に基づき作成を行うこと。

ウ 提案書は表紙を除き、30ページ以内で作成すること。

エ 提案書は専門的知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現となるよう留意すること。

(3) 見積書

ア 様式は自由とする。

※なお、見積書の見積金額が、提案上限額を超過する際は、失格とする。

9 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

令和2年7月28日(火)から令和2年8月26日(水)

9時から12時まで及び13時から17時まで \*土日・休日を除く。

(2) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 計画推進係

(3) 提出書類

上記5.のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 \*郵送の場合は提出期間内に必着

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

なお、参加意向申出書(様式1)提出後、辞退をする場合は令和2年8月26日までに辞退届(様式5)を提出すること。

10 提案会の実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時

令和2年9月4日(金) 9時から12時

※プレゼンテーションの発表時間については、提案参加事業者へ令和2年8月下旬に通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は提案参加業者につき最大3名までとする。

(2) 開催場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階 10E会議室

(3) プレゼンテーション内容

提出した提案書の資料に基づき、提案説明20分・質疑応答15分程度

9. 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託業者の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

選定審査委員会では、「提案書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査を行い、総合評価点数が高い者を委託予定業者として決定する。ただし、総合評価点数が満点の60%に満たない場合は、不合格とする場合がある。

(2) 応募法人が複数の場合

ア 最高得点応募法人が、基準点を満たし、かつ出席委員の半数以上が1位の支持をしている場合、その応募法人を受託予定者とする。

なお、総得点が同点の場合も、出席委員の半数以上が1位の支持をしていることを要する。

イ 半数以上の出席委員の支持がない場合、各員の評価点数とは別に、各委員の評価点数に基づく順位により、次の表に従い点数を付け、当該点数の合計が最高の業者を受託予定者とする。

(3) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

1 1 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とする。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入すること。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができる。

1 2 その他

その他問合せ窓口は、上記3.(2)に同じ。

(様式1)

令和2年 月 日

## 参加意向申出書

(宛先)

川崎市長

業者コード ( )

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで公表された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

1 件名

令和2年度介護ロボット等導入支援事業委託

2 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課ほか

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(様式2)

令和2年 月 日

# 質 問 書

(宛先)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

質 問 事 項					
項番	資料名称	ページ	項目	記述内容	質問内容
1					
2					
3					
4					
5					

**【連絡担当者】**

所属：

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：



(様式3)

## コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書

令和2年 月 日

(あて先) 川崎市長

(申請者)  
業者登録番号  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

コンプライアンス（法令遵守）について、次のとおり申告いたします。

(該当する番号を○で囲むこと。)

- 1 該当事由なし
- 2 該当事由あり (※ 過去2年間に下記①～④に該当する事由があった場合)

- ① 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する、川崎市からの指名停止に該当する事由があった（実際に指名停止となっていなくても、指名停止の要件に該当する事由があった）。
- ② 法人・団体に、労働基準法、不正競争防止法その他の法令の違反により、公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた。
- ③ 法人・団体の役員又はその使用人に、業務上の贈賄、横領、窃取、詐取、器物損壊その他、業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れがある行為があった。
- ④ 川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められた。
- ※ 選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、上記①～④の事由が生じた場合は、速やかに本市に書面にて報告してください。事由によっては、再審査を行う場合があります。

連絡担当者

- (1) 所属
- (2) 職氏名
- (3) 電話番号
- (4) 電子メール

(様式4)

## 誓 約 書

私は、次の事項について誓約いたします。

なお、川崎市が必要な場合には、次に記載する（１）から（３）に該当する者でないことを確認するため、神奈川県警察本部に照会すること及び照会に必要な役員名簿等の情報を提供することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が川崎市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- （１）川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- （２）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者
- （３）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(印鑑登録印)

(ふりがな)

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

(様式5)

辞 退 届

令和2年 月 日

(あて先)

川崎市長

(申請者)

業者登録番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「令和2年度介護ロボット等導入支援事業委託」の受託法人募集について、  
令和 年 月 日に応募に係る書類を提出いたしましたが、都合により辞退いたします。

連絡担当者

- (1) 所 属
- (2) 職 氏 名
- (3) 電話番号
- (4) E-MAIL